工事・県外

〔令和9・10 年度定期申請〕

沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書
提　出　要　領

県外業者（主たる営業所を**県外**に置く者）用

※　入札参加資格審査申請後、変更事項が発生した場合の変更届・承継についての申請様式も掲載していますので、この要領は審査後も捨てないでください。

※　県外業者の申請方法は、郵送のみとなっております。

沖縄県　土木建築部　技術・建設業課

目　　次

１．はじめに …… 1

２．データ申請の手順…… 1

３．建設工事入札参加資格申請要件
（１）申請要件…… 2
（２）留意事項…… 2

４．申請の方法
（１）受付期間…… 3
（２）申請方法及び郵送先…… 3
（３）提出書類一覧表 …… 4
（４）提出方法及び提出部数…… 6
（５）結果の通知 …… 6
（６）申請以後の変更届…… 7
（７）入札参加資格審査申請後の承継 …… 7

５．その他
市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表（別表）…… 8
入札参加資格申請後変更届出書（第３号様式（第７条関係））…… 9
建設工事入札参加資格承継書（第４号様式（第８条関係））…… １０

１．はじめに

沖縄県が発注する令和９・10 年度の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

なお、国や市町村等、沖縄県以外の機関が発注する公共工事に入札参加を希望する者は、各発注機関に対して別途申請が必要です。

２．データ申請の手順

CD-R を用いたデータ申請及び受付を行います。

提出要領４頁の４．(３)提出書類一覧表で書類を揃えてから、データ申請入力してください。

１　沖縄県技術・建設業課のホームページから「入札参加資格」にアクセスする。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1027288/index.html

⇩

２　「令和９・10 年度建設工事等入札参加資格審査（定期）」のページにアクセスし、「建設工事（県外）」Zip のエクセルファイルをパソコンにダウンロードする。

⇩

３　データ提出に用いる CD-R（データが何も入っていない空のもの）をパソコンに接続し、「入力手引書」に従い、申請書（エクセルファイル）に必要事項を入力する。

⇩

４　CD-R にデータを保存し、申請書をプリントアウトする。

※ データを保存すると自動的に申請書が作成・印刷されます。

保存されるデータはエクセルファイル×１、自動作成された csv ファイル×１の２つとなります。

行政書士が複数の業者についてまとめて申請する際は、業者ごとにフォルダを作成してください。なお、申請に係るデータ以外のファイル等は CD-R に保存しないでください。

⇩

５　データ（CD-R）と申請書（添付書類を含めフラットファイルに綴る）を提出（郵送）する。（CD-R は審査後こちらで処分します）

３．建設工事入札参加資格申請要件

（１）申請要件　（※基準日は令和８年 12 月１日とする。）

次の①から⑫を全て満たしていること。

① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
（適用が除外されている場合を除く）

② 雇用保険に加入していること。
（適用が除外されている場合を除く）

③ 建設業退職金共済制度（建退共）等に加入していること。

④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）
※免除業種
（タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事）

⑤ 申請する業種について、建設業許可を受けていること。

⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、１年以上を経過していること。
ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

⑦ 申請する業種について、令和７年７月１日から令和８年６月 30 日までに有効かつ直近の経営事項審査の結果通知書を受けていること。

⑧ 営業開始後１年を経過していること。

⑨ 申請する業種について、⑦の結果通知書における**年間平均（２年又は３年）完成工事高があること**。ただし、**格付５業種**（土木、建築、電気、管、舗装）については、年間平均（２年又は３年）完成工事高が **500 万円以上**であること。

⑩ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

⑪ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は心身の故障により建設業を適正に営むことができない者でないこと。

⑫ 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第２条第２項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（２）留意事項

① 県外業者については、等級格付は行っておりません。

② 入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは、資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
ア．入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

イ．審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
ウ．審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

③　入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和 11 年３月 31 日までです。
ア．追加受付は、令和９年度中に２回実施する予定です。（６月及び 12 月の予定）
イ．受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請してください。

４．申請の方法

（１）受付期間

令和８年 12 月 15 日(火)　～　12 月 28 日(月)　※必着

（２）申請方法及び郵送先

郵送申請（事前申し込みは不要です）

【郵送先】

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１－２－２（県庁 13 階）
沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班　宛

※書留郵便等（一般、簡易、配達記録郵便等）、配達記録が残る方法で郵送してください。

（注意事項）

１．封筒の表面に「Ｒ９･10 入札参加資格申請書（県外）在中」、「会社名」及び「建設業許可番号」を明記してください。
２．書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。
３．申請期間中に申請書を提出された場合であっても、提出書類等の不備により指定された期日まで訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できないこともあります。
４．書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副 申請者控え）に受付印を押印し返却しますので、返信先を記入し切手を貼付した返却用封筒又はレターパックを同封してください。

（３） 提出書類一覧表

提出書類 No.2 及び No.3 については、技術・建設業課ホームページに掲載の「入力手引書」を参照し、指定様式（エクセル）により作成してください。また、提出する書類は、データ保存を行った際に自動出力されたものを提出してください。

※ 提出書類は、申請書チェックシートで確認のうえ提出してください。

※ 沖縄県内に建設業法上の従たる営業所がある場合とない場合で、提出書類が増減します。

No	提　出　書　類　等	県内営業所有	県内営業所無	備　　考
1	申請データ（CD-R） 申請データ以外は、何も保存しないこと	○	○	申請書（エクセルファイル）に、「入力手引書」に従い必要事項を入力し、自動出力されたデータが保存された CD-R (こちらで処分します)
2	建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式） ※データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの	○	○	令和８年 12 月１日現在の状況を記入 担当者名等を記入 ※押印不要
3	建設工事入札参加資格審査申請書　電算入力票(２枚目) ※データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの	○	○	令和８年 12 月１日現在の状況を記入
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	審査基準日が、令和７年７月１日から令和８年６月 30 日までの間に受けた有効かつ直近の経営事項審査の結果通知書
5	建設業許可通知書又は許可証明書	○	○	写し可
6	建設業許可申請書の別紙の写し	○	△	建設業法上の営業所の所在地等が記載してあるもの。 ※ 県外の営業所で、沖縄を管轄している営業所があり、沖縄管轄営業所を登録する場合も提出する。
7	建設業労働災害防止協会加入証明書	○	○	写し可。 沖縄県支部以外の加入証明書でも可。
8	**沖縄県税**納税証明書(法人事業税又は個人事業税) **※直前２期分**	○	×	**沖縄県に未納税額がないこと**の証明書。 （写し可） ※県税全税目証明書を提出する場合は、確定申告後又は決算後の納付が確認できる証明日であること。

No	提　出　書　類　等	県内営業所有	県内営業所無	備　　考
9	国税納税証明書 （法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税）、 又は 電子納税証明書（電子データ）及び納税証明データシート(電子データをプリントアウトしたもの)	○	○	**未納税額がないこと**の証明書（写し可） 様式その３の２（個人事業者） 様式その３の３（法人事業者） ｅ－Ｔａｘ利用の場合 電子納税証明書（電子データ）のファイル名を「“許可番号(8 桁)”.xml」に変更し CD-R (こちらで処分します)に保存する。また、納税証明データシートはフラットファイルに綴る。
10	健康保険、厚生年金保険加入・納入証明書（写し可）	○	○	No４　「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において健康保険・厚生年金保険、雇用保険の加入が「無」となっている場合又はR8.7.1 改正後の経営事項審査の結果通知を受けている場合に提出 **※社会保険料（健康・厚生年金、労働保険）については、令和８年９月分まで未納がないこと**
11	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可） 又は 労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの（写し可）	○	○	
12	建設業退職金共済事業加入・履行証明書又は他退職金共済事業加入証明書（写し可）	○	○	No４　「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において建設業退職金共済制度の加入が「無」となっている場合にのみ提出
13	申請書（副 申請者控）が入る規格の封筒（返信先記入・切手貼付）又はレターパック	○	○	返信先を記入する。配達記録等を希望する場合は、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
14	結果通知書送付用切手（140 円分）	○	○	６頁（５）審査結果の通知用 封筒に貼り付けたりせず、そのまま同封すること。

○：提出が必要な書類　　△：該当があれば必要な書類　　×：提出が不要な書類

（４）提出方法及び提出部数

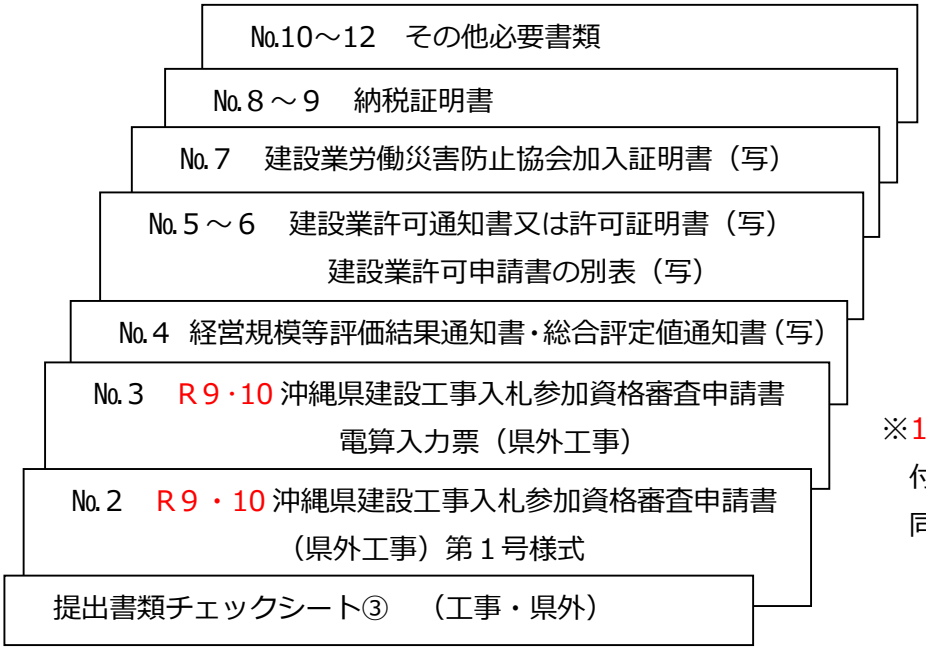
① CD-R （審査後こちらで処分します）表面に許可番号、商号名称等を記入

② 申請書類等

以下に示すとおりに書類を整理し、背表紙と表紙に建設業許可番号と商号名称を記入したＡ４のフラットファイル（色は自由）に綴じ込んで提出してください。

提出部数：２部（１部は県受付用原本（正）、１部は申請者控（副）（写し可）は受付後申請者に返却します）

申請書（副 申請者控）については、No.２、No.３のみの提出も可。（添付書類は不要）



※140 円切手は封筒に貼り付けたりせず、そのまま同封すること

※チェックシート③で提出書類を確認後、フラットファイルの一番上に綴ってください。

（５）結果の通知

審査結果は**令和９年３月下旬までに**申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、技術・建設業課 建設業指導契約班（TEL098-866-2374）で**結果通知後 14 日以内に限り受け付けます**。

（６）申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、**本店及び沖縄(管轄)営業所**の下記の事項に変更があった場合は、入札参加資格審査申請後変更届出書（第３号様式）と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

下記以外の変更事項（経審・許可の更新など）がある場合は、各事項において届出をし、入札参加資格審査申請後変更届出書を提出する必要はありません。

様式は、技術・建設業課ホームページからダウンロード出来ます。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1027288/index.html

変　更　事　項 **※本店及び沖縄（管轄）営業所**	**添　付　（確　認）書　類**
許可の変更 ・特定 → 一般 ・知事 ↔ 大臣の場合のみ	建設業許可通知書（写） 又は 許可証明書（原本又は写）
・商号名称 ・本社の所在地 ・代表者	商業登記簿(原本又は写) 又は 建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2）
・沖縄（管轄）営業所の名称 ・　〃　所在地 ・　〃　代表者	建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2）
本社及び沖縄（管轄）営業所の ・郵便番号 ・電話番号 ・ＦＡＸ番号	なし
沖縄（管轄）営業所の新設	建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2） ※　営業所名、所在地、郵便番号、代表者、電話番号及びＦＡＸ番号も記載すること。
沖縄（管轄）営業所の廃止	建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2）
廃業（一部廃業含む）	なし

※【提出部数】　１部（必要に応じて控えを作成してください。）

【提出先】　沖縄県土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班　宛

〒900-8570　那覇市泉崎１－２－２　　**※郵送での提出可**

（７）入札参加資格審査申請後の承継

合併・営業譲渡・分割等による事業の承継については、技術・建設業課建設業指導契約班（TEL 098-866-2374）へ **事前にお問い合わせください**。

なお、承継の申請を行う場合には、別添の「建設工事入札参加資格承継書（第４号様式）」の提出等が必要です。

別表

市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所		市町村名	コード	土木事務所
	那覇市	47201	南部		読谷村	47324	中部
	宜野湾市	47205	中部	中	嘉手納町	47325	中部
	石垣市	47207	八重山		北谷町	47326	中部
	浦添市	47208	中部	頭	北中城村	47327	中部
	名護市	47209	北部		中城村	47328	中部
	糸満市	47210	南部	郡	西原町	47329	中部
	沖縄市	47211	中部				
	豊見城市	47212	南部		与那原町	47348	南部
	うるま市	47213	中部		南風原町	47350	南部
	宮古島市	47214	宮古		渡嘉敷村	47353	南部
	南城市	47215	南部	島	座間味村	47354	南部
					粟国村	47355	南部
	国頭村	47301	北部	尻	渡名喜村	47356	南部
	大宜味村	47302	北部		南大東村	47357	南部
国	東村	47303	北部	郡	北大東村	47358	南部
	今帰仁村	47306	北部		伊平屋村	47359	北部
頭	本部町	47308	北部		伊是名村	47360	北部
	恩納村	47311	北部		久米島町	47361	南部
郡	宜野座村	47313	北部		八重瀬町	47362	南部
	金武町	47314	北部				
	伊江村	47315	北部	宮古	多良間村	47375	宮古
				八	竹富町	47381	八重山
				重	与那国町	47382	八重山
				山			

県外市区町村のコードについては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のホームページ等で確認できます。（J-LIS　https://www.j-lis.go.jp/spd/code-address/jititai-code.html　「地方公共団体コード住所」で都道府県を選択します。）

なお、同ホームページにおいて、コードは 6桁（都道府県コード：2桁＋市区町村コード：3桁＋検査数字：1桁）で表記されておりますが、**申請書には検査数字（末尾1桁）を除いた5桁のコードを入力してください**。

第３号様式（第７条関係）

入札参加資格審査申請後変更届出書

年　　月　　日

大臣・知事コード

許可番号 □□第□□□□□□号

沖 縄 県 知 事 殿

商 号 名 称

代 表 者

令和９・10 年度　建設工事入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

第４号様式（第８条関係）

建設工事入札参加資格承継書

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

許可番号
被承継者
住　　所
商号又は名称
代表者名

許可番号
承 継 者
住　　所
商号又は名称
代表者名

令和９・10年度沖縄県建設工事入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

（資格承継する業種及び等級）

等　　級	業　　種

業　　種

沖縄県指令土第　　号

申請のとおり承認します。

年　　月　　日

沖縄県知事